

平成 30 年 7 月 3 日

グレーゾーン解消制度に係る事業者からの照会に対し回答がありました  
～オフィスビル等の最寄拠点を活用した新たな EC 小口配送サービスの  
実施に係る倉庫業法の取扱いについて～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答がありました。

### 1. 「グレーゾーン解消制度」の活用結果

今般、事業者（eコマース（EC）事業者）より、以下の通り、照会がありました。

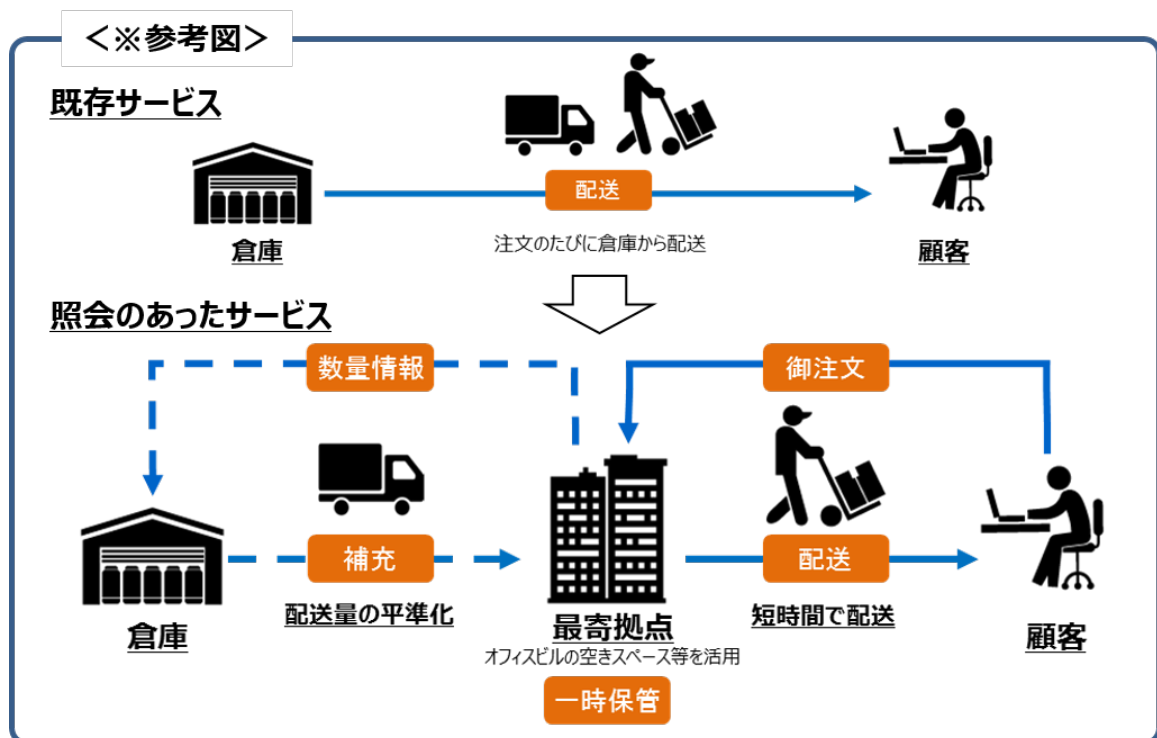
- ・事業者（EC事業者）が、オフィスビル空きスペース等を借り受け、自社商品を一時保管する場合に、当該スペースを貸与する事業者（ビルのオーナー等）の行為が、倉庫業法第二条第二項に規定する「倉庫業」に該当するか否か。

※事業者（EC事業者）は、「特定エリアの顧客に対し、消費する数量と期間が推定できる自社商品（コピー用紙等）について、顧客の注文前に最寄拠点（エリア内オフィスビルの空きスペース等）まで少量の対象商品を移動させておき、商品の注文があった場合は最寄拠点から短時間で配送するサービス」の提供を実施予定。

関係省庁が検討を行った結果、以下の回答がなされました。

- ・倉庫業法が登録の対象としている倉庫業とは、「寄託を受けた物品の倉庫における保管を行う営業」であり、下記の3点を全て満たすものが対象となる。
  - ①物品の寄託を受けていること
  - ②物品を倉庫において保管していること
  - ③上記①及び②を行う営業であること
- ・スペースを貸与する事業者（ビルのオーナー等）は商品購入者からの物品の寄託を受けておらず、また、自ら倉庫における保管を行わないため、上記の条件を満たさない。よって、当該行為は倉庫業法第二条第二項に規定する「倉庫業」に該当せず、登録を受ける必要は無い。

これにより、当該サービスの実施について倉庫業法上の登録が不要であるという取扱いがより明確になりました。EC小口配送における新たなビジネスモデルとして当該サービスの導入が進めば、今後も拡大が見込まれるEC小口配送に関して、最寄拠点のハブ機能を活用することで、配送量全体の平準化による生産性の向上と最寄拠点からの迅速な配送による顧客利便性の向上を同時に実現することができます。



## 2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、照会された事業内容について、規制の適用の有無を回答するものです（本件の場合、事業所管大臣は経済産業大臣、規制所管大臣は国土交通大臣となります）。

（本発表資料のお問い合わせ先）

商務・サービス G 物流企画室長 伊奈

担当者：三藤、佐原、佐藤

電話：03-3501-1511（内線 4151）

03-3501-0092（直通）

03-3501-9227（FAX）

（本制度のお問い合わせ先）

経済産業政策局 新事業開拓制度推進室長 梶川

担当者：三牧

電話：03-3501-1511（内線 2537～9）

03-3501-1628（直通）

03-3501-6590（FAX）